

2 練教こ保第 112 号  
令和 2 年 4 月 10 日

様

練馬区教育委員会教育長  
河 口 浩



新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた利用自粛要請を踏まえた  
従業員の勤務に関する配慮について（要請）

日頃より、練馬区の保育行政にご理解と協力をいただき、真にありがとうございます。

4月7日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。これを受け練馬区では、保護者の皆様に、真に保育が必要な方以外は、保育所等保育施設、学童クラブの利用自粛を要請致しました。

保護者の勤務先事業者の皆様におかれましては、下記従業員（保護者）の休暇取得に際して、特段のご配慮をお願い致します。

「区が臨時休業をしない限り、勤務先が仕事を休ませてくれない」といった切実なご相談が現在、数多く区に寄せられています。

区は、社会機能の停止や混乱を避けるため、全施設を一律に臨時休業とはせず、感染拡大防止対策を講じ、強く自粛要請をした上で開所（園）しています。

こうした状況下で、就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方等への保育の提供を維持するには、こうした真に保育を必要とする方以外は、利用を自粛することが不可欠です。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、練馬区からの自粛要請の趣旨および、爆発的な感染者の増加および医療提供体制の崩壊を防止するという、政府の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、臨時休業の場合と変わらぬ取扱いをしていただけるよう、何卒ご協力をお願いするものであります。

記

在籍施設名 \_\_\_\_\_

従業員（保護者）氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

以上